



佐賀県公報

平成18年
2月1日
(水曜日)
第 12711号

(印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 特定第二号漁業者の同意の適合
- 平成十八年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度 (四四・森林整備課) 一
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 二

(農地整備課) 三

(建築住宅課) 三

(四七・
〃)
二

(四六・
〃)
一

(四五・
道 路 課)
一

(四四・
森 林 整 備 課)
一

(四三・
生 産 者 支 援 課)
一

(四二・
農 地 整 備 課)
一

(四一・
建 築 住 宅 課)
一

(四〇・
建 築 住 宅 課)
一

(三九・
建 築 住 宅 課)
一

(三八・
建 築 住 宅 課)
一

(三七・
建 築 住 宅 課)
一

(三六・
建 築 住 宅 課)
一

(三五・
建 築 住 宅 課)
一

(三四・
建 築 住 宅 課)
一

(三三・
建 築 住 宅 課)
一

(三二・
建 築 住 宅 課)
一

(三一・
建 築 住 宅 課)
一

(三〇・
建 築 住 宅 課)
一

(二九・
建 築 住 宅 課)
一

(二八・
建 築 住 宅 課)
一

(二七・
建 築 住 宅 課)
一

(二六・
建 築 住 宅 課)
一

(二五・
建 築 住 宅 課)
一

(二四・
建 築 住 宅 課)
一

(二三・
建 築 住 宅 課)
一

(二二・
建 築 住 宅 課)
一

(二一・
建 築 住 宅 課)
一

(二〇・
建 築 住 宅 課)
一

(一九・
建 築 住 宅 課)
一

(一八・
建 築 住 宅 課)
一

(一七・
建 築 住 宅 課)
一

(一六・
建 築 住 宅 課)
一

(一五・
建 築 住 宅 課)
一

(一四・
建 築 住 宅 課)
一

(一三・
建 築 住 宅 課)
一

平成十八年二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第四十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

区域の名所	同上に含まれる森林	皆伐面積限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼郡及び三養基郡の一円	三三三一 七四
川上川	佐賀市、佐賀郡及び小城市（小城町及び三日月町に限る。）の一円	五四八 七〇
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	三九八 七六
佐賀南部	多久市、武雄市、小城市（牛津町に限る。）及び杵島郡の一円	二七六 五四
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二六〇 二三
六角川	鹿島市、嬉野市及び藤津郡の一円	三七三 〇五

◎佐賀県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月一日から平成十八年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月一日

佐賀県知事 古川 康

平成十八年二月一日

佐賀県知事 古川 康

日本で佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月一日

道路の種類 及び路線名	道 路 区 間	變 更 前 後 の 別	幅 員 メートル	延 長 メートル	道 路 の 区 域
佐賀市富士町大字市川字溜山六 七番一地先から		後	一一・〇 三・一	一一一五八・六	佐賀市富士町大字苣木字谷牛六 二三番地先まで
佐賀市富士町大字市川字溜山六 七番一地先から	前	一一・〇 三・一	一一一六四・一	一一一六四・一	佐賀市富士町大字苣木字谷牛六 二三番地先まで
杉山小城線					

道路の種類 及び路線名	道 路 区 間	變 更 前 後 の 別	幅 員 メートル	延 長 メートル	道 路 の 区 域
鳥栖市養父町字宮ノ前六五番三 地先から		後	三八・二 一一・八	一〇一九・〇	鳥栖市古賀町字池ノ内二〇八番 一地先まで
鳥栖市養父町字宮ノ前六五番三 地先から	前	二八・三 一六・七	一〇四一・〇	一〇四一・〇	鳥栖市古賀町字池ノ内二〇八番 一地先まで
久留米基山 筑紫野線					

●佐賀県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年二月一日から平成十八年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 杉山小城線	佐賀市富士町大字市川字溜山六七番一地先から	平成一八・一一・一
	佐賀市富士町大字苣木字谷牛六二三番地先まで	

●佐賀県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月一日から平成十八年二月二十八

○公示

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年3月20日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年2月1日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 五大樹

(2) 代表者の氏名 神田つぎ野

<p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県伊万里市大坪町丙1924番地</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、相互扶助の精神に基づき高齢者・子どもやその家族、地域住民に対して、福祉と子育て、健康維持に関する事業を行い、住み慣れた地域社会の中で健康で安心して暮らしていけるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年1月23日白石土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。</p> <p>平成18年2月1日</p> <p>佐賀県知事 古川康</p> <hr/> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。</p> <p>平成18年2月1日</p> <p>佐賀県知事 古川康</p>		<p>平成18年2月1日</p> <p>収支等命令者 佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 大塚敏治</p> <p>1 業務内容等</p> <p>(1) 業務名 県営住宅アベニュー与賀団地（仮称）建設工事設計・施工業務</p> <p>(2) 発注方式 総合評価条件付一般競争入札方式（設計・施工一括発注方式）</p> <p>(3) 発注工区 1工区、2工区、3工区、4工区、5工区及び6工区</p> <p>(4) 業務内容 實施設計及び工事施工（工事監理業務は別途発注）</p> <p>(5) 履行期間 平成18年3月中旬から平成18年10月下旬まで</p> <p>(6) 主要施設概要 ア 建築場所 佐賀県佐賀市光三丁目 イ 用途・構造等 用途 県営住宅 構造 木造</p> <p>延べ面積 約50～70平方メートル／戸</p> <p>実施設計 12戸</p> <p>工事施工 12戸</p> <p>2 共同企業体に関する事項</p> <p>(1) 構成員の資格要件 ア　すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。 (ア) 県内に本店を有するものであること。 (イ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成18年2月10日から同年3月17日までの間に受けないこと。</p> <p>(ウ) 平成18年2月10日以前6月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者で</p> <p>県営住宅アベニュー与賀団地（仮称）建設工事設計・施工業務について、特定建設工事共同企業体による総合評価条件付一般競争入札を次のとおり行います。</p>	
---	--	---	--

	<p>あること。</p> <p>なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者とする。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号) 第2条第2項による建築一式工事Bの決定を受けていること。</p> <p>(イ) 県内において建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を、平成18年2月10日までに受けしており、かつ、一級建築士、二級建築士又は木造建築士(平成17年12月1日ににおける常勤者に限る。)が2人以上勤務していること。</p> <p>(ウ) 元請(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%ペーセント以上の場合に限る。)として平成7年12月1日から平成17年11月30日までの間に、木造住宅施工実績又は木造住宅設計実績を有すること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項による建築一式工事Cの決定を受けていること。</p> <p>(2) 構成員の数 2社とする。</p> <p>(3) 出資比率 すべての構成員が、30%ペーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 共同企業体の存続期間 ア 本業務の相手方となつた者 イ 本業務の相手方とならなかつた者</p>	当該業務に係る請負契約の相手方が確定する日まで
3	<p>入札手続き等に関する事項</p> <p>(1) 募集要項の配布期間及び配布場所 ア 配布期間 平成18年2月1日(水)から平成18年2月10日(金)まで イ 配布場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課住宅整備担当 (佐賀市城内一丁目1番59号)</p> <p>(2) 資料作成等説明会の開催日時及び開催場所 ア 開催日時 平成18年2月6日(月)10時 イ 開催場所 佐賀県庁南別館西 2階 21号会議室</p> <p>(3) 入札参加資格確認申請書の受付期間、受付場所及び提出方法 ア 受付期間 平成18年2月6日(月)から2月10日(金)までの9時から16時まで イ 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課住宅整備担当 ウ 提出方法 持参による。 エ 確認結果 入札参加資格の確認結果は、平成18年2月16日(木)までに通知する。</p> <p>(4) 入札(入札書及び技術提案書の提出)の日時及び場所 ア 日時 平成18年3月9日(木)14時 イ 場所 佐賀県庁新行政棟 9階 91号会議室 ウ 提出方法 持参による。</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 ア 日時 平成18年3月17日(金)14時 イ 場所 佐賀県庁南別館西 2階 23号会議室</p> <p>(6) 開札に関する事項 開札は、共同企業体の代表者となる者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。既に提出している技術提案書の得点及び入札書の価格を総</p>	

合評価したうえで、落札者を決定する。

(7) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。

(8) 契約保証金

納付する。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものがある者

エ 1つの工区において、1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか競争の条件に違反した者

4 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定は総合評価条件付一般競争入札方式をもって行うので、技術提案書と入札書とを同時に提出しなければならない。

入札は、共同企業体の代表者となる者又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に記載する金額の見積は、募集要項と基本的事項を定めた性能要求書並びに具体的な性能等級を定めた性能評価方法基準書に示す性能を満足させたものとすること。

(3) 再度の入札は地方自治法施行令第167条の8第3項による。

5 総合評価の方法

応募者から提出された入札書及び技術提案書をもとに、基礎審査及び総合評価を行う。

(1) 基礎審査

ア 入札価格の確認

入札価格が、佐賀県財務規則第105条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であることを確認し、予定価格の制限の範囲内ではない場合は、失格とする。

イ 技術提案書の確認

技術提案書に記載された内容について、提出書類の確認、提案内容の確認等を行い、本県が定める要求要件を満たしていない場合は、失格となることがある。

(2) 総合評価

総合評価は、基礎審査に合格した者について、技術提案書の評価を点数化したもの（以下「技術点」という。）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもってを行い、評価値の最も大きい者を落札者とする。なお、評価に用いる課題及び評価方法は次のとおりとし、最高点者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

- ア 技術提案に関する評価 合計100点**
- (ア) 課題①に対する提案の評価 25点
 - (イ) 課題②に対する提案の評価 25点
 - (ウ) 課題③に対する提案の評価 25点
 - (エ) 課題④に対する提案の評価 25点
- なお、技術提案の課題の内容、評価項目及び基準は、別記のとおりとする。
- イ 各課題に対する評価方法**
- | 区分 | 評点 |
|-----------|----|
| I 優れている | 25 |
| II 良好である | 20 |
| III 普通である | 15 |
| IV やや劣る | 10 |
| V 劣る | 5 |
- 各提案者の技術点については、審査選定委員会の採点をもってその技術点に係る得点とする。
- ウ 評価値の算定方法**
- 評価値の算定方法については、次式による。(小数点以下5位を四捨五入する。)
- 評価値=各課題に対する技術提案の合計点／入札額
- エ その他**
- (1) 契約書の作成の要否
 - (2) 本総合評価条件付一般競争入札により、1工区から6工区までの各工区における落札者を決定する。入札参加者は、6工区すべてに共通する技術提案及び6工区分のそれぞれの入札書を提出するものとし、各工区において評価結果が最も優れた者を落札者とする。

別記

評価項目及び基準

	課題の内容	評価項目及び基準	得点の上限
課題①	設計・施工を一貫して実施することによるコスト縮減について	・設計・施工分離の従来方式と比較して、独自のコスト管理、縮減の提案が行われている。 ・工務店による設計・施工により、これまでにならない良質かつ低廉な県営住宅供給の提案が行われている。	25
課題②	分譲住宅地環境と調和した県営住宅団地の整備について	・戸建て分譲住宅の景観と調和した県営住宅の提案が行われている。 ・潤いや安らぎを感じることができるような県営住宅の提案が行われている。	25
課題③	木造共同住宅としての快適性・安全性・耐久性等について	・木造の賃貸共同住宅に必要な快適性・安全性・耐久性の提案が行われている。 ・容易な維持管理の具体的手法が提案されている。	25
課題④	県産木材の活用方法について	・内外装において、県産木材を効果的に活用し、快適性・耐久性・コストを考慮した提案が行われている。 ・計画全般にわたって県産木材を効果的に活用するため、設計段階から確実な調達を確保するためのコスト・工程管理の提案が行われている。	25

○訓令甲

●佐賀県訓令甲第二号

健康福祉本部
各保健所

保健所処務規程（昭和三十三年佐賀県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年二月一日

佐賀県知事 古川康

第二条第一項中第九十四号の二を第九十四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四の五 净化槽法第十一条の二の規定による廃止の届出の受理に関すること

第二条第一項第九十四号の次に次の二号を加える。

九十四の二 净化槽法第七条第二項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関すること

九十四の三 净化槽法第七条の二第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による勧告並びに同条第三項の規定による命令に関すること

第二条第一項中第九十五号の三を削り、第九十五号の二を第九十五号の三とし、第九十五号の次に次の一号を加える。

九十五の二 净化槽法第十二条の二第一項の規定による指導及び助言、同条

第二項の規定による勧告並びに同条第三項の規定による命令に関すること

第二条第一項第九十五号の五を次のように改める。

九十五の五 净化槽法第五十三条第一項の規定による報告の徵収並びに同条

第二項の規定による立入検査及び質問に関すること

この訓令は、公布の日から施行する。

附則

申購
込読
先料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者
平成十八年二月一日
佐賀県知事
古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷